

## 神奈川県立中央農業高等学校 校友会会則

### 第 1 条 (名称)

本会は、神奈川県立中央農業高等学校校友会と称する。

### 第 2 条 (事務所)

本会事務所は神奈川県立中央農業高等学校（以下「母校」という）内に置く。

### 第 3 条 (目的)

本会は、会員相互の親睦等を図り、母校との連携を緊密にし、発展を助成することを目的とする。

### 第 4 条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会報、会員名簿の発行
- (2) 講演会その他行事の開催
- (3) 母校並びに準会員（在校生）への教育活動支援
- (4) 支部事業への助成
- (5) その他目的達成に必要な事業

### 第 5 条 (支部)

本会は適当な地域を定めて支部を設けることができる。

### 第 6 条 (会 員)

本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 通常会員は母校を卒業した者
- (2) 特別会員は母校の現職員並びに旧職員
- (3) 準会員は母校に在籍する生徒

### 第 7 条 (役員)

本会は次の役員をもって組織する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 庶務 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 支部長 1名 副支部長 若干名
- (6) 代議員

### 第 8 条 (役員を選出、任期、職務)

本会役員は下記により選出し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

任期途中において欠員の補充により選任された役員は、前任者の残存期間とする。

- (1) 会長、副会長、庶務、監事は役員会で推薦し、総会に諮り決定する。
- (2) 支部長、副支部長は各支部より推薦された会員とする。
- (3) 代議員は母校卒業時にクラス推薦により各クラス2名を決定し、会長が委嘱する。

役員の仕事はそれぞれ次に掲げる通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは職務を代行する。
- (3) 庶務は会長の命を受け執務する。
- (4) 監事は本会の経理及び執行に関する監査及び提言をする。
- (5) 支部長、副支部長は担当支部の会務を統括し、本会と緊密な連携を保つものとする。

#### 第 9 条 (顧問)

本会は顧問を置くことができる。

- (1) 顧問には母校の校長、本会会長経験者、役員会で推薦し総会において承認を受けた者とする。
- (2) 顧問は本会の重要事項に関し会長の諮問に応ずるものとする。

#### 第 10 条 (事務局)

本会の庶務を処理するため、母校内に事務局を設置し事務局長及び事務局員を置く。

事務局長及び事務局員は通常会員の中より現職教職員で構成し、会長が委嘱する。

#### 第 11 条 (会議)

会議は総会及び役員会とし、会長が招集する。

- (1) 会議の議長は会長があたるものとする。
- (2) 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第 12 条 (総会)

総会は年 1 回定期に開催するものとする。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

総会は役員会の議を経て行う本会最高決定機関で、会務、決算の報告及び新年度の事業計画、予算の審議承認、役員を選出、その他本会の運営上必要と認める重要事項に関することを審議・決定する。

#### 第 13 条 (役員会)

役員会は総会に提出する議案の作成及び総会より委任された事項の審議・決定をする。また、細則においては役員会を最高決定機関とし、ここで審議・決定された事項については、総会にて報告する。必要に応じ臨時に開催することができる。

#### 第 14 条 (経費)

本会の経費は入会金、寄付金をもって充当する。

#### 第 15 条 (入会金)

本会の入会金は終身会費として、卒業時に納める。入会に際しては、事前に入会の意味確認を経るものとする。なお特別会員においてはこれを徴収しない。

#### 第 16 条 (会計年度)

本会の会計年度は 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

- 付 則
1. 本会則は総会出席者の過半数の賛同を得れば変更することができる。
  2. 会則は昭和 40 年通常総会で名称及び一部変更した。
  3. 会則は昭和 49 年通常総会で一部変更した。
  4. 会則は昭和 56 年通常総会で評議員を代議員にした。
  5. 会則は平成 3 年通常総会で通常総会日を 6 月第 1 土曜日午後 2 時と変更した。
  6. 会則は平成 9 年通常総会で通常総会日を 11 月第 2 土曜日と変更した。ただし文化祭（秋輝祭）第 1 日目とする。
  7. 会則は平成 9 年通常総会で会費を卒業と同時に 1 人 2,000 円を 4,000 円徴収に変更した。
  8. この会則は旧会則を刷新し平成 27 年 11 月 8 日から施行する。

#### 校友会細則

##### 第 1 条 （総会開催日）

年 1 回の定例総会は、11 月第 2 土曜日の秋輝祭 1 日目に開催する。

##### 第 2 条 （入会金）

4, 0 0 0 円とする。

附 則 この細則は平成 27 年 11 月 8 日より実施する。